

# 熊本県歯 Vol. 6

2016.3.31 発行

## 国保だより

従業員の方にもご回覧ください。県歯会ホームページからも閲覧できます。

平成28年4月より保険料が変わります

### ●後期高齢者支援金分保険料

全ての被保険者  
(0歳以上75歳未満)

**3,500円**  
新

← 3,300円  
旧

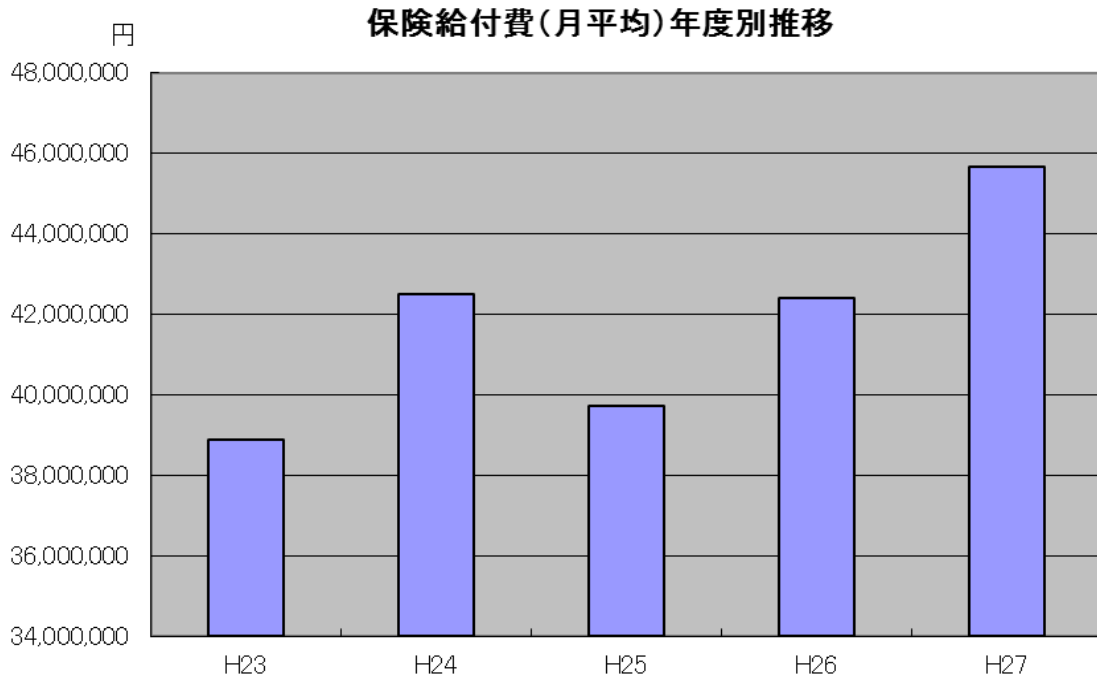
### 保険料の月額

種別	介護 保険料	月額	内 訳 (医療給付分+後期高齢者支援金分+介護分)
甲種組合員	あり	<b>23,100</b> + 所得割額	所得割額+16,000 + 3,500 + 3,600
	なし	<b>19,500</b> + 所得割額	所得割額+16,000 + 3,500
乙種組合員	あり	<b>15,600</b>	8,500 + 3,500 + 3,600
	なし	<b>12,000</b>	8,500 + 3,500
乙種組合員 (勤務医)	あり	<b>18,600</b>	11,500 + 3,500 + 3,600
	なし	<b>15,000</b>	11,500 + 3,500
家 族 (甲・乙種)	あり	<b>11,100</b>	4,000 + 3,500 + 3,600
	なし	<b>7,500</b>	4,000 + 3,500

※甲種組合員は前年の医業収入によって、申請すれば減額される場合があります。詳細は同封の「保険料の減額申請」のお知らせをご覧ください。

当月分の保険料は、当月の24日に引き落としとなります。  
(24日が土・日・祝日の場合は銀行の翌営業日)  
保険料の明細書は、毎月5日頃の本会発送物に同封いたします。

## 国保組合の財政状況



※H27は4月～10月までの平均

上記グラフの通り、保険給付費(療養給付費、療養費、傷病手当金、高額療養費等)は、年々増加傾向にあります。

26年度決算は約6,500万円の単年度黒字でしたが、**27年度決算は6,800万円程度の単年度赤字の見込みです。**

28年度から国庫補助が段階的にカットされることも考慮すると、このままの状態では**保険給付費の増加が続けば、保険料の増額や保健事業の縮小を検討せざるを得なくなります。**

病気やケガを治療することは大変重要ですが、早期発見・早期治療を心がけて、重症化を招かないことが医療費の抑制につながります。医療費節約のため、ちょっとした心がけをお願いします。

## 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)

本組合において、マイナンバー制度関連の規程・方針を策定し、4月より施行いたします。それに伴い、**個人番号を記載することが法的に義務付けられている届出・申請書(例、資格取得・喪失届、高額療養費支給申請書)については、個人番号(マイナンバー)の記載欄を設けておりますのでご記入をお願いいたします。**

さらに、今年中には来年からの地方公共団体等との情報連携開始に向けて、全組合員のマイナンバーを取得する必要があります。皆様に個人番号のご提供をいただく際は、ご協力をお願いいたします。

つきましては、**「通知カード」や「個人番号カード」は大切に保管してください。**



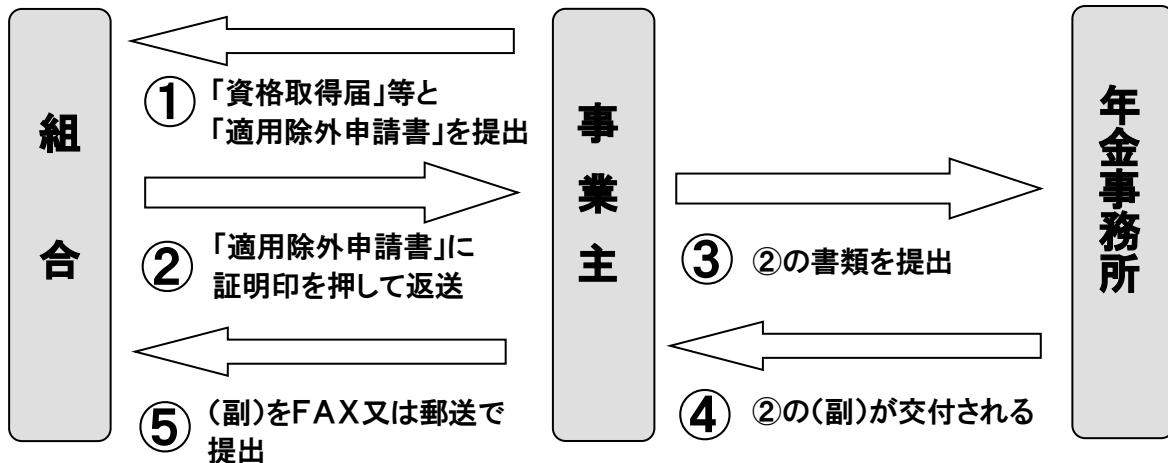
愛称：マイナちゃん

## 健康保険適用除外申請

### 法人事業所や常勤従業員が5人以上の個人事業所

「**法人事業所**」や「**常勤従業員が5人以上の個人事業所**」は、社会保険（健康保険と厚生年金）の強制適用となります。しかし、健康保険については、「健康保険被保険者適用除外承認申請」をして承認されれば、組合に加入（資格継続）することができます。

### 申請の流れ



### 注意！！

事実の発生した日から、**5日以内**に年金事務所に申請しなければなりません。

なお、やむを得ない理由により、5日以内に届出が出来なかった場合は、「5日以内に届出ができなかったその理由を記載した理由書」の添付が必要です。

### パートやアルバイトの取扱い

常勤従業員の人数としてパートやアルバイトは、人数に含める必要はありません。しかし、下記に該当する場合は常勤と同じ扱いを受けます。

労働日数 1ヶ月の労働日数が常勤の4分の3以上

労働時間 1日の労働時間が常勤の4分の3以上

### ◎パート証明

パートやアルバイト扱いの方は、パート証明を提出していただくことになります。様式は組合にありますのでご連絡ください。

**パート → 正規雇用、正規雇用 → パート となった場合もご連絡ください。**

### 適用除外事業所の資格喪失をされた事業所

従業員数が4名以下になり、適用除外の資格喪失を年金事務所に提出された場合は、必ず組合へご連絡ください。

## 「自家診療」の請求

何度もお知らせしておりますが、平成26年4月より、歯周疾患治療全般も給付制限(ただし、P急性期の切開、投薬、抜歯は給付)として追加されておりますので、レセプト請求の際はご注意ください。

また、給付外病名はレセプトの病名欄に記載しないようお願いいたします。給付外病名については、診療行為を行ったとしても初・再診料、レントゲンの算定もできません。

ご家族・スタッフの診療については、歯科保健に留意し請求されますようよろしくお願いいたします。

## 平成28年度『組合事業内容』の送付

28年度の組合事業内容(別添のA3サイズ)を1枚同封しております。お目通しいただき、この「国保だより」と同様に従業員の方にもご回覧ください。なお、県歯会ホームページからも閲覧できます。

## 『医療費通知』(平成27年11月診療分)の送付

27年11月に医療機関へ通院された方には、医療費通知(別添のハガキサイズ)を送付しております。乙種組合員(従業員)の分も該当される方がいらっしゃれば同封しておりますので、直接ご本人にお渡しください。

## 「日赤 PET-CT 検診」のおすすめ

組合員の方は割引価格でご利用いただけます。甲種本人、乙種本人と甲種(後期高齢)配偶者は組合の「人間ドック」補助に該当します。詳しくは別添のチラシをご覧ください。

## 「阿蘇ファームランド」宿泊優待ご案内

組合員のためにお得な宿泊プランがあります。詳しくは別添のチラシをご覧ください。

熊本県歯科医師国民健康保険組合

〒860-0863 熊本市中央区坪井2丁目4番15号 Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421